

第1章 安心して子どもが健やかに 生まれ育つ環境づくり

第1節 児童の健全育成

次代を担う児童の心身の健やかな成長は極めて重要であり、近年、少子化、核家族化の一層の進行、家庭環境の変化に伴い、子育て家庭を地域で見守り、社会全体で支援していく必要があります。

このため、児童館・児童センターの充実を図るとともに、学童保育については、地域の特性を活かしながら1小学校区に1施設を目標に整備を進め、かつ、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業を展開しながら児童福祉の増進に努めています。

また、平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、待機児童の解消、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることから、さらに子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

1 児童館・児童センター

子どもに健全な遊びを与え、情操豊かな明るい子に育てるための児童厚生施設として、市内に7か所の児童館・児童センターがあります。市直営施設3か所、民営施設4か所で、専門職員（児童指導員）を中心に遊びの指導をしています。

また、各館で年間を通して、大きく母と子の活動や学童向け活動などに分け、「幼児グループ」をはじめ、「にこにこサロン」、「あそびの広場」等さまざまな事業を行っています。

(1) 児童館・児童センター施設一覧

名 称	施 設 内 容	住 所	開設年月
駒木台児童館	遊戯室・図書室・集会室	駒木台 221-3	昭和52年4月
江戸川台児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	江戸川台東 1-251	昭和53年4月
思井児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	思井 79-2	昭和54年4月
向小金児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	向小金 2-192-2	昭和55年4月
十太夫児童センター	遊戯室・図書室・工作室	十太夫 97-1	昭和57年4月
野々下児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	野々下 2-709-3	昭和59年4月
赤城児童センター	遊戯室・図書室・体育室	流山 8-1071	昭和63年4月

(2) 児童館・児童センター活動状況 (平成 29 年度)

集団指導参加者数・任意利用者数

単位：人

区 分	就学前 児童		小 学 生		中 学 生	その他		ボラ ンテ ィア 活動	合 計	
	集団	任意	集団	任意	任意	集団	任意	任意	集団	任意
駒木台児童館	2,045	3,077	1,161	2,916	56	1,815	2,528	61	5,021	8,638
江戸川台児童センター	4,417	2,983	1,304	5,473	108	4,030	2,492	122	9,751	11,178
思井児童センター	3,412	4,344	1,524	5,975	135	3,091	3,727	90	8,027	14,271
向小金児童センター	3,849	2,202	2,461	9,935	318	3,498	1,766	57	9,808	14,278
十太夫児童センター	5,555	4,349	1,857	5,549	78	5,217	3,813	92	12,629	13,881
野々下児童センター	1,755	1,615	1,803	6,861	387	1,662	1,402	55	5,220	10,320
赤城児童センター	3,286	2,334	2,080	7,408	257	3,077	2,065	65	8,443	12,129
合 計	24,319	20,904	12,190	44,117	1,339	22,390	17,793	542	58,899	84,695

2 地域子育て支援センター

子育てに対する身体的、心理的負担が増大している今日、交流の場の提供や育児不安の解消、子育ての指導などの相談に応じる施設です。

(平成 29 年度)

名 称	子 育 て 相 談				フロアー利用	
	電 話 相 談		面接相談 (要予約)		子どもの 数(人)	親 子 (組)
	利用日・ 利用時間	件数 (件)	利用日・ 利用時間	件数(件)		
CMSおおたかの森 子育て支援センター (たかさごスクール おおたかの森分園)	月～金 9:00～16:00	0	月～金 9:00～16:00	97	1,503	1,397
ずくぼんじょ(松の 実保育園)	月～金 9:00～17:00	1	月～金 9:00～17:00	38	490	438
かるがも(かやの木 保育園)	月～金 9:00～16:00	9	月～金 9:00～16:00	110	3,935	3,489
わらしこ(生活クラ ブ風の村わらしこ保 育園流山)	月～金 9:00～16:00	19	月～金 9:00～16:00	476	5,829	5,236

名 称	子 育 て 相 談				フロー利用	
	電 話 相 談		面接相談 (要予約)		子どもの 数(人)	親 子 (組)
	利用日・ 利用時間	件数 (件)	利用日・ 利用時間	件数(件)		
さくらんぼルーム (南流山聖華保育園)	月～金 9:00～16:00	6	月～金 9:00～16:00	178	1,116	1,046
らぶりー(なかよし 保育園)	月～金 9:00～14:00	1	月～金 9:00～14:00	42	1,920	1,723
やぎきた(八木北保 育園)	月～金 9:30～16:00	4	月～金 9:30～16:00	236	2,446	2,211
おひさま(城の星保 育園)	月～金 9:30～15:00	1	月～金 9:30～15:00	100	1,892	1,895
いつきさくらんぼル ーム(聖華いつき保 育園)	月～金 9:30～15:00	3	月～金 9:30～15:00	31	170	162
ひまわり(えどがわ 森の保育園)	月～金 9:00～14:00	0	月～金 9:00～14:00	7	1,586	1,391
おひさま城の星おお たかの森(城の星お おたかの森保育園)	月～金 10:00～15:00	6	月～金 10:00～15:00	3	989	1,152
ぺんぎん(森の葉保 育園)	火～木 9:00～14:00	4	火～木 9:00～14:00	27	1,354	1,173
みらい子育て支援セ ンター(名都借みら い保育園)	月～水 9:00～16:00	0	月～水 9:00～16:00	121	451	442
かもめルーム(聖華 マリン保育園)	月～金 9:30～15:00	61	月～金 9:30～15:00	114	538	529

3 学童クラブ

学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とする施設です。

なお、平成24年度から、学童クラブの管理運営に指定管理者制度を導入しました。

(平成29年度)

指定管理者事業者	名 称	定 員 (人)	年間延入所 児童数(人)	総事業費 (円)
特定非営利活動法人 green	江戸川台第1学童クラブ	70	405	37,938,000
	江戸川台第2学童クラブ	45	505	
	江戸川台第3学童クラブ	45	472	
	もりのいえ第1学童クラブ	50	466	
	もりのいえ第2学童クラブ	35	416	
	もりのいえ第3学童クラブ	35	404	
特定非営利活動法人 green	西初石子どもルーム	50	1,098	27,590,000
	つくしんぼ学童クラブ	50	545	
	たんぼぼ学童クラブ	45	396	
NPO法人 でんでんむし	八木北小学校区学童クラブ	45	985	58,835,680
	第1 おおたかの森ルーム	70	793	
	第2 おおたかの森ルーム	40	443	
	第3 おおたかの森ルーム	50	427	
	第4 おおたかの森ルーム	50	423	
	ひよどり学童クラブ	50	747	
社会福祉法人 生活クラブ	ちびっこなかよしクラブ	45	521	45,022,000
	ちびっこのびのびクラブ	45	568	
	第1 おおぞら学童	70	815	
	第2 おおぞら学童	60	644	
社会福祉法人 流山市社会福祉協議会	ひまわり第1学童クラブ	50	620	36,622,000
	ひまわり第2学童クラブ	40	533	
	あすなろ学童クラブ	70	1,411	
特定非営利活動法人 ライズアップ 女性サポート実行委員会	そよかぜ学童クラブ	45	335	28,163,000
	向小金小学校区第1学童クラブ	35	318	
	向小金小学校区第2学童クラブ	35	426	
	あずま学童クラブ	60	926	
アクティオ株式会社連合体	おおたかの森小学校区学童クラブ	90	1635	16,066,000
合 計		1,375	17,277	250,236,680

4 流山市ファミリー・サポート・センター

育児の援助が必要な人（利用会員）と、育児の援助ができる人（提供会員）からなる会員組織で、その会員相互による育児の援助活動を行っています。

ファミリー・サポート・センター活動状況（平成29年度）

（平成30年3月末現在）

登録会員数（人）		活 動 内 容	件数
利 用 会 員	1,031	保育施設の登園前の預かりおよび送り	752
提 供 会 員	389	保育施設の迎えおよび帰宅後の預かり	1,608
両 方 会 員	97	放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	139
合 計	1,517	学校の放課後の子どもの預かり	53
		冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	45
		買い物等外出の際の子どもの預かり	200
		その他 保護者の短時間、臨時的就労の際の預かり、子どもの 習い事等の援助、放課後児童クラブへの送迎、保護者 などの病気等	2,492
		合 計	5,289

5 子どもショートステイ

児童の保護者が病気等により一時的に養育が困難となった時、児童養護施設において児童を養育する事業です。

（平成29年度）

登録件数		利用件数（延べ）		
世 帯	登録児童数（人）	日帰り（日）	宿泊（日）	夜間（日）
82	115	93	29	45

6 子どもの遊び場

子ども達が健やかに成長できるよう、子どもの遊び場の整備に努めています。

（平成30年3月末現在）

子どもの遊び場	箇 所 数	延 面 積 (㎡)
	7	15,116.10

7 児童発達支援センター

心身の発達に心配や遅れのある児童が保護者のもとから通い、社会に適応するために、必要な生活、学習、運動等の支援を行う施設です。

(1) つばさ学園及び児童デイつばさの支援について

- ア 家庭との連携：児童の生活リズム、児童に対する働きかけを面接や連絡帳で行います。
- イ 基礎運動：児童の身体機能を育てるため、寝返り、腹這い等により基本的な運動能力を育てます。
- ウ あやし・ゆさぶり：児童と大人（保護者・職員）とのあやし期・ゆさぶり期の遊びを通して、情緒の安定や遊びの基礎を育てます。
- エ 自然・音楽・ことば・絵画・体育・生活：6領域から、遊びや課題活動に取り組みます。

(2) 幼児ことばの相談室

ことばの遅れ、発音、難聴、吃音などの状態に心配のある就学前の幼児に対して、その状態が改善又は、軽減するように相談及び支援を行っています。

(3) 療育相談室

随時、電話での相談や予約による面接相談、小児科医、小児神経科医、精神科医の診察、心理相談員・言語聴覚士による発達検査を行います。
また、グループ支援や市内保育所、幼稚園の巡回支援を行います。

(4) 外来療育

年齢や状態に応じて週1回、親子支援を行います。また、理学療法士によるPT訓練も実施します。

(5) 保育所等訪問支援

発達の遅れや発達特徴により療育支援が必要な児童に対し、支援員が保育所等に訪問し利用児への直接支援や職員に助言を行います。

(6) 障害児相談支援

障害児及びその家族のニーズに対し、必要なサービスが受けられるように障害児支援利用計画書を作成します。

8 つばさ学園通園児・進路状況

(1) 通園児の状況

単位：人

区 分		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		知的	重複	合計	知的	重複	合計	知的	重複	合計
男	3 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 歳	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	4 歳	7	1	8	4	2	6	13	0	13
	5 歳	4	4	8	9	2	11	4	2	6
	6 歳以上	7	2	9	1	4	5	7	1	8
	小 計	18	8	26	14	8	22	24	4	28
女	3 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4 歳	1	0	1	3	1	4	1	0	1
	5 歳	3	1	4	1	0	1	1	2	3
	6 歳以上	1	1	2	2	0	2	1	1	2
	小 計	4	2	7	6	1	7	3	3	6
合 計		23	10	33	20	9	29	27	7	34

(2) 進路状況

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
継続通園	16	17	18
普通学級	0	0	0
特別支援学級	2	0	0
特別支援学校	8	7	10
幼稚園・保育所	2	2	3
その他	3	3	3
合 計	33	29	34

9 児童デイつばさ通園児・進路状況

(1) 通園児の状況

単位：人

区 分		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		知的	重複	合計	知的	重複	合計	知的	重複	合計
男	3 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 歳	4	1	5	5	0	5	6	0	6
	4 歳	6	0	6	4	0	4	9	0	9
	5 歳	11	1	12	6	0	6	7	0	7
	6 歳以上	4	0	4	8	1	9	9	0	9
	小 計	25	2	27	23	1	24	31	0	31
女	3 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 歳	3	0	3	3	0	3	2	0	2
	4 歳	0	0	0	1	0	1	3	0	3
	5 歳	2	0	2	3	0	3	2	0	2
	6 歳以上	1	0	1	2	1	3	3	0	3
	小 計	6	0	6	9	1	10	10	0	10
合 計		31	2	33	32	2	34	41	0	41

(2) 進路状況

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
継続通園	13	15	20
普通学級	0	0	0
特別支援学級	3	10	9
特別支援学校	0	0	3
幼稚園・保育所	5	3	3
その他	12	6	6
合 計	33	34	41

10 幼児ことばの相談室

(1) 相談支援日数等の概要

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援日数(日)	215	215	217
延相談支援件数(件)	1,353	1,269	1,232
1 日平均件数(件)	6.3	5.9	5.7

(2) 受付幼児の支援

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
前年度からの継続支援	37	30	22
新規面接後支援開始	36	33	43
合 計	73	63	65

(3) 支援幼児の動向

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
完治終了	5	5	0
転居等の退室	1	0	3
就学による終了	37	34	35
次年度に継続	30	24	27
合 計	73	63	65

(4) 支援幼児の主訴内訳

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ことばの遅れ	53	49	56
発音異常(構音障害)	15	12	7
難 聴	1	0	0
吃 音	4	2	2
合 計	73	63	65

1 1 療育相談

(1) 相談状況

(平成 29 年度)

区 分 (主訴別)	相 談 延件数	男女	2歳 未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳 以上	合計
ことばの遅れ	351	男	3	37	50	59	77	10	236
		女	4	14	17	36	33	11	115
発達の遅れ	176	男	7	31	25	33	6	1	103
		女	18	24	10	10	10	1	73
その他	160	男	5	18	23	18	21	8	93
		女	5	8	15	12	24	3	67
合 計	687		42	132	140	168	171	34	687

(2) 外来療育利用状況

		利 用 延件数	男女	2歳 未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
平成27年度	療育 対象児	567	男	1	1	8	7	5	3	25
			女	1	2	5	6	1	1	16
平成28年度	療育 対象児	730	男	2	2	21	7	4	2	38
			女	1	2	1	3	5	2	14
平成29年度	療育 対象児	511	男	0	2	17	7	4	0	30
			女	0	1	3	6	2	0	12

1.2 保育所等訪問支援

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
契約者数	2	2	2
延べ支援回数	15	35	20
終了者数	1	2	1

1.3 障害児相談支援

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
契約者数	96	62	39
新規計画	96	62	38
変更	22	30	24
更新	17	111	166
モニタリング数	8	46	127
終了者数	4	1	3

第2節 保育サービス体制の充実

1 要保育児童の状況

平成30年4月1日現在、市内の就学前児童（0～5歳）の数は、12,765人でこれらの児童のうち、両親が共働きの家庭やひとり親家庭など、日中保護者に代わって保育する必要のある児童（要保育児童）は、およそ37%（4,740人）と推定されます。

2 認可保育所

平成30年4月1日現在、市内の保育所に入所した児童は4,710人（うち管外受託67人）で、これを年齢別にみると、4歳以上児が35%を占め、3歳児20%、3歳未満児が45%となっています。この他、市が他市町村の保育所に入所の依頼（管外入所委託）をした児童の数は31人です。

入所申請数と入所児童数の推移（管外入所委託を除く）

単位：人（各年度4月1日現在）

区 分	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
申請者数	594	3,179	3,773	597	3,886	4,483	597	4,075	4,672
入所者数	564	3,063	3,627	587	3,804	4,391	595	4,048	4,643

年齢別入所児童数（管外入所委託を除く）

単位：人（平成30年4月1日現在）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合 計
公 立	26	81	123	119	118	128	595
私 立	319	736	827	817	723	626	4,048
合 計	345	817	950	936	841	754	4,643

3 認定こども園

平成30年4月より、認定こども園が開園し、平成30年4月1日現在、市内の認定こども園は1園になりました。

年齢別入所児童数（管外入所委託を除く 保育認定）

単位：人（平成30年4月1日現在）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合 計
私 立	28	36	37	38	44	43	226
合 計	28	36	37	38	44	43	226

4 小規模保育事業所

平成 30 年 4 月に新たに 8 園の小規模保育事業所が開園し、既存の事業所も含めて、平成 30 年 4 月 1 日現在、市内の小規模保育事業所は合計 15 園となりました。

小規模保育事業所入所児童数（管外入所委託を除く） 単位：人（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	合 計
私 立	722	3106	385	7213
合 計	22	106	85	213

（小規模保育事業所は 3 歳児以上の受け入れは無し）

5 保育内容

（1）時間外保育

保護者の勤務形態の事情により、下記の時間帯で時間外保育を行います。

ア 公立保育所 月～土（7 時～8 時・16 時～19 時）

イ 私立保育園 市内保育所一覧のとおり（P30-31 参照）

（2）乳児保育

核家族化の進展や就労女性の増加により、当市では、公立保育所は、生後 6 か月から、私立は、一部の園を除き、産休明けから保育を実施しています。

（3）子育て電話相談

核家族化や少子化の進行、地域との関わりの希薄化により、子育てに関する知識が継承されにくくなっているため、市民にとって利用しやすい情報の提供や相談体制の充実の一環として、家庭における幼児のしつけ・遊び等、保育面での電話相談に応じています。

場 所：平和台保育所・江戸川台保育所・向小金保育所・なかよし保育園・幼保連携型認定子ども園たかさごスクール・八木北保育園・松の実保育園・流山セントラルナーサリースクール・かやの木保育園・みやぞの保育園・生活クラブ風の村わらしこ保育園流山・南流山聖華保育園・城の星保育園・森の葉保育園・聖華いつき保育園・えどがわ森の保育園・名都借みらい保育園・城の星おおたかの森保育園・聖華マリン保育園・流山さんびこ保育園・そらまめ保育園おおたかの森・流山こぼと保育園・エンゼルゆめの保育室南流山・エンゼルみらい保育室南流山・スタービスケ・ゆずのき保育おおたかのもり園

（4）病児・病後児保育

児童が病期中（病児）、及び病気の回復期（病後児）にあり、集団保育が困難な期間に一時的にお預かりし、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。

実施施設 病 児：オハナゆめキッズハウス、けやきの森保育園西初石園

病後児：生活クラブ風の村わらしこ保育園流山

(5) 統合保育

保育所入所要件のない家庭の障害児に対して、集団保育を実施することにより、保護者の子育て支援及び児童の福祉の増進を図ります。

場 所：中野久木保育所

(6) 送迎保育ステーション

保育需要の地域的偏在等により異なる保育所の入所者数の均衡を図るとともに、保育所の入所待機児童の解消及び児童の送迎に係る保護者の負担の軽減を図ります。

6 市内保育所一覧

		(平成30年4月1日現在)					
	名 称	定員 本：本園 分：分園	電話番号 市外局番(04)	所 在 地	延長保育		
					(朝) 月～土	(午後) 月～金	(午後) 土
公立 保 育 所	中野久木保育所	120	7152-0921	流山市中野久木373	7:00～	～19:00	～19:00
	平和台保育所	180	7158-1424	流山市平和台2-6-3	7:00～	～19:00	～19:00
	江戸川台保育所	120	7152-0611	流山市江戸川台東3-5	7:00～	～19:00	～19:00
	向小金保育所	120	7174-5217	流山市向小金3-102-1	7:00～	～19:00	～19:00
	東深井保育所	120	7154-6025	流山市東深井177-2	7:00～	～19:00	～19:00
認定 こども 園	幼保連携型認定こども園 たかさごスクールおおたかの森	本:179 分:41	7154-2448 7153-4123	流山市十太夫99-4 流山市東初石6-183-1 ライフガーデンおおたかの森401	7:00～	～19:00	～19:00
	(仮称)幼保連携型認定こども園 たかさごスクールセントラル	本:120 分:29	7159-7473 7190-5064	流山市西平井588 流山市前平井119 フォンテヌ1F	7:00～	～19:00	～19:00
私立 保 育 園	(仮称)認定こども園 みやぞの	90	7159-2954	流山市宮園2-8-11	7:00～	～20:00	～19:00
	なかよし保育園	120	7158-5500	流山市南流山7-5-1	7:00～	～19:00	～18:30
	八木北保育園	120	7152-0504	流山市駒木台118-1	7:00～	～20:00	～17:30
	松の実保育園	90	7145-4312	流山市名都借464	7:00～	～19:00	～18:00
	かやの木保育園	120	7159-2700	流山市大畔198	7:00～	～20:00	～18:30
	生活クラブ風の村 わらしこ保育園 流山	70	7150-2654	流山市加4-12	7:00～	～20:00	～19:00
	南流山聖華保育園	本:147 分:27	7159-3401	流山市南流山2-29-4 流山市南流山1-19-10	7:00～	～20:00	～19:00
	城の星保育園	本:120 分:12	7170-2111 7157-1151	流山市流山9-500-42 流山市流山8-1177-4	7:00～	～20:00	～19:30
	聖華いつき保育園	90	7158-1145	流山市南流山1-17-4	7:00～	～20:00	～19:00
	森の葉保育園	90	7138-5105	流山市上新宿芝山111-8	7:00～	～20:00	～20:00
	えどがわ森の保育園	120	7152-1155	流山市駒木474	7:00～	～20:00	～20:00
	ロータスキッズスクエア	90	7136-1020	流山市東初石6-186-24 ロータスクエアおおたかの森1階	7:00～	～19:30	～18:30
	名都借みらい保育園	120	7170-1417	流山市名都借289	7:00～	～20:00	～19:00
	おおたかの森聖華保育園	120	7146-0303	流山市長崎2-24-1	7:00～	～20:00	～20:00
	城の星おおたかの森保育園	本:180 分:29	7197-2666 7179-5485	流山市野々下1-292 流山市西初石6-832	7:00～	～20:00	～19:30
	えどがわ南流山保育園	120	7157-8855	流山市木305	7:00～	～20:00	～20:00
	ぼけっとランド江戸川台駅前保育園	45	7156-3155	流山市江戸川台西2-3-1	7:00～	～19:30	～18:00
	けやきの森保育園	150	7155-8022	流山市東初石5-1-1 (新市街地地区C78街区1)	7:00～	～19:30	～18:30
	おおたかの森ヒルズ ナーサリースクール	120	7197-7068	流山市東初石6-183-1 ライフガーデン流山おおたかの森301	7:00～	～20:00	～19:00
	聖華マリン保育園	120	7154-5252	流山市東初石5-141-25 (新C44街区6)	7:00～	～20:00	～19:00
	慶櫻おおたかの森保育園	150	7189-8900	流山市市野谷787-2(新A24街区2画地)	7:00～	～19:00	～18:00 ※d
	暁の星保育園	120	7197-7756	流山市西初石5-69-1 (新B8街区1)	7:00～	～20:00	～19:30
	南流山保育園 ひびき	120	7199-7815	流山市南流山6-13-4	7:00～	～20:00	～20:00
	けやきの森保育園 第二	60	7197-1880	流山市新市街地地区C141街区2	7:00～	～19:30	～18:30
	南流山ちとせ保育園	120	7157-6002	流山市大字流山2580-1 (木B109街区)	7:00～	～20:00	～19:00

	名 称	定員 本：本園 分：分園	電話番号 市外局番(04)	所 在 地	延長保育		
					(朝) 月～土	(午後) 月～金	(午後) 土
	南流山ナーサリースクール	90	7157-8300	流山市南流山2-8-3	7:00～	～19:30	～19:00
	アートチャイルドケア南流山保育園	99	7158-0123	流山市大字木480番地(木B67街区15)	7:00～	～19:00	～18:00
	けやきの森保育園 西初石園	120	7156-7555	流山市西初石4-1408-2	7:00～	～19:30	～18:30
	ピオーネ流山保育園	120	7178-7311	流山市大字西平井1183番地	7:00～	～20:00	～19:00
	ミルキーホーム向小金園	90	7186-7031	流山市向小金3-174-1	7:00～	～19:00	～19:00
	慶櫻ハナミズキ保育園	90	7196-6706	流山市西初石6-818-3	7:00～	～19:00	～18:00
	流山おおたかの森きらきら保育園	69	7157-6464	流山市西初石5丁目54番地(新B81街区1)	7:00～	～20:00	～19:00
	こころおおたかのもり保育園	90	7189-7191	流山市駒木245番地の1(新D30街区3) アリエッタ・ボスカー1F	7:00～	～20:00	～18:00
	森のまち南流山保育園	90	7157-9900	流山市大字木1413-1(木A5-3街区5画地)	7:00～	～20:00	～19:00
	市野谷つばさ保育園	60	7197-4346	流山市市野谷117-27	7:00～	～19:00	～19:00
	流山さんびこ保育園	80	7137-9645	流山市市野谷字梶内397-1 (運100街区の一部)	7:00～	～19:00	～19:00
	慶櫻市野谷保育園	90	7190-5302	流山市市野谷562番地(運A28-1街区2)	7:00～	～19:00	～18:00
	そらまめ保育園おおたかの森	210	7157-0346	流山市市野谷667-5	7:00～	～21:00	～21:00
	流山こばと保育園	70	7190-5572	流山市駒木372-1	7:00～	～19:00	～19:00
	アスクおおたかの森保育園	60	7178-9830	流山市市野谷585-1 LEVENおおたかの森2F	7:00～	～20:00	～20:00
	Kanade 流山セントラルパーク保育園	90	7199-7039	流山市後平井170番地(運B102街区1)	7:00～	～20:00	～19:00
小規模	スターキッズおおたかの森園	18	7178-7234	流山市市野谷660-1(新A-4街区-1) ザ・フォレストレジデンスK-3	7:00～	～19:00	～18:00
	キッズルームアリス南流山保育園	19	7186-7887	流山市南流山2-21-6	7:00～	～19:00	～18:00
	リリィキッズルームおおたかの森駅前	17	7193-8041	流山市西初石5-112-8	7:00～	～19:00	～18:00
	オハナゆめキッズハウス	19	7197-7642	流山市南流山4-13-8 MOM-HOUSE 1F	7:00～ ±8:00～	～20:00	～18:00
	リリィキッズルームおおたかの森第2	18	7170-4031	流山市駒木347番地の2	7:00～	～19:00	～18:00
	リリィキッズルームおおたかの森第3	19	7128-7783	流山市市野谷667-12(新B41街区9)	7:00～	～19:00	～18:00
	エンゼルゆめの保育室南流山	19	7159-3373	流山市南流山1-9-14	7:00～	～19:00	～18:00
	エンゼルみらい保育室南流山	19	7157-6227	流山市南流山1-9-14	7:00～	～19:00	～18:00
	キッズフィールドおおたかの森園	19	7128-9250	流山市市野谷650 新B71街区6 アイリス1階	7:00～	～19:00	～18:00
	チャレンジキッズおおたかの森園	19	7170-0901	流山市十太夫107-13	7:00～	～19:00	～18:00
	オハナゆめキッズハウスおおたかの森	19	7199-2093	流山市市野谷613番地の1 レピナスおおたかの森1F	7:00～ ±8:00～	～20:00	～18:00
	スターピスケ	19	7189-7606	流山市十太夫55番地の2(新C53街区1)	7:00～	～19:00	～18:00
	アルタビーおおたかの森園	19	7157-0636	流山市新市街地地区A22街区6画地	7:00～	～19:00	～18:00
	ゆずのき保育おおたかのもり園	19	7193-8093	流山市西初石5丁目177番地の5	7:00～	～19:00	～19:00
	生活クラブ虹の街小規模保育おおたかの森	19	7193-8925	流山市東初石5丁目20番地2,3	7:00～	～19:00	～19:00

7 保育所の運営費

保育所の運営にかかる費用（運営費）は、保育所の増設により増加傾向になっており、入所児童1人当りの運営費（年額）は1,663,067円で前年度に比べ増加しました。その負担割合は、下記のようになります。

管理運営費

単位：千円

保護者負担	公的負担	合計
1,573,196 (23.5%)	5,094,042 (76.5%)	6,667,238

運営費負担割合の推移

単位：千円

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
管理運営費		4,724,669	5,269,200	6,667,238
(%)		100	100	100
財源内訳	保護者負担金	1,179,208	1,318,984	1,573,196
	(保育料) (%)	25.0	25.0	23.5
	公的負担	3,545,461	3,950,216	5,094,042
	(%)	75.0	75.0	76.5
年間延入所児童数 (人)		41,730	47,409	48,108
児童1人当り運営費(年額:円)		1,358,640	1,333,637	1,663,067

8 保育料

流山市保育料徴収基準額表（2号認定及び3号認定）

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)						
		保育標準時間			保育短時間			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税非課税世帯	1,500	1,000	1,000	1,400	900	900	
C1	市町村民税の所得割課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	16,200円未満	8,500	5,800	5,800	8,300	5,700	
C2		16,200円以上32,400円未満	10,100	7,800	7,800	9,900	7,600	7,600
C3		32,400円以上48,600円未満	11,900	9,400	9,400	11,600	9,200	9,200
D1		48,600円以上60,600円未満	14,800	12,500	12,500	14,500	12,200	12,200
D2		60,600円以上97,000円未満	24,900	23,000	15,300	24,400	22,600	15,000
D3		97,000円以上133,000円未満	33,900	26,900	17,400	33,300	26,400	17,100
D4		133,000円以上169,000円未満	42,700	27,200	19,000	41,900	26,700	18,600
D5		169,000円以上195,400円未満	48,100	28,300	20,500	47,200	27,800	20,100
D6		195,400円以上301,000円未満	59,900	28,600	22,300	58,800	28,100	21,900
D7	301,000円以上397,000円未満	65,400	30,500	24,500	64,200	29,900	24,000	
D8	397,000円以上	70,000	32,100	26,500	68,800	31,500	26,000	

1 この表における「所得割課税の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 地方税法第314条の7
- (2) 地方税法第314条の8
- (3) 地方税法第314条の9
- (4) 地方税法附則第5条
- (5) 地方税法附則第5条の4

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

2 児童の属する世帯がB階層と認定された世帯において、当該認定された世帯が要保護世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は無料とする。

3 児童の属する世帯がC1からD1までの階層の世帯において、当該認定された世帯（D1階層においては3歳未満児に限る。）が、要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は、最年長の子どもから順に、1人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、2人目以降については無料とする。

4 児童の属する世帯の市民税所得割額が77,101円未満の世帯（備考2及び備考3に該当する世帯を除く。）において、当該認定された世帯が、要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は、最年長の子どもから順に、1人目は6,000円（3歳未満児にあっては9,000円）とし、2人目以降については無料とする。

5 BからD8までの階層の世帯（備考2から備考4に該当する世帯を除く。）において、2人以上の児童（小学校就学前の児童に限る。）が保育所、幼稚園、認定子ども園又は特定地域型保育事業者による保育を受けている場合における2人目以降の児童（小学校就学前の児童に限る。）に係る保育料の月額は、この表に定める保育料の額（以下「基準額」という。）にかかわらず、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た額とする

- (1) 2人目の児童（小学校就学前の児童に限る。次号において同じ。）に係る保育料の額 基準額 \times 1/2
- (2) 3人目以降の児童に係る保育料の額 無料

6 この表中、世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯（備考1から備考4に該当する世帯を除く。）については、備考5の規定にかかわらず、最年長の子どもから順に、2人目はこの表に定める保育料の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。

7 この表の年齢区分は、保育所で保育を実施した日の属する年度の初日における満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更がないものとする。

9 私立保育所に対する助成

流山市では、公・私立保育所の格差是正、保育環境の充実及び保育所運営の健全化を目的として、私立保育所に対して各種の助成制度を設けています。

私立保育所各種助成

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

助 成 項 目	助 成 の 内 容
民間保育士給与改善事業	私立保育所の保育士の定着を図り、私立保育所の安定した運営を確保するために、職員の給与改善に要する経費
一時預かり事業	私立保育所が、一時預かり事業を実施するために要する経費
地域子育て支援センター事業	私立保育所が、地域子育て支援センター事業を実施するために要する経費
保育士配置改善設置事業	私立保育所で、保育士の労働条件の改善及び保育内容の充実を目的として保育士定数を超えて設置する保育士に係る経費
保育向上保育士設置事業	予備保育士を設置している保育所であって、保育士定数を超えて設置する保育士に要する経費
完全給食実施事業	完全給食を実施するために、調理員等定数を超えて設置する調理員等又はその他の職員及び材料費、炊具食器費、光熱水費等に係る経費
延長保育事業	私立保育所が、延長保育事業を実施するために要する経費
保育所地域活動事業	私立保育所が、創意工夫ある取組みに要する経費
児童災害共済加入事業	独立行政法人 日本スポーツ振興センター納付金に要する経費
賠償責任保険加入事業	賠償責任保険料に要する経費
保育所整備費借入金利子補給事業	施設整備等の理由で融資を受け、県の利子補給で補えない部分についてその2分の1を補助する。(平成 22 年度以降、新保育園に対しての補助はなし)
保育所施設整備補助事業	1 対象事業 国交付金対象事業 2 対象経費 工事費又は工事請負費及び工事事務費 3 助 成 額 (国交付金対象事業) 補助対象経費 国交付金基礎基準額×1/2
自動体外式除細動器設置補助事業	私立保育所が、自動体外式除細動器設置をリースにて導入する際に要する経費の2分の1を補助する。
保育士宿舍借り上げ支援事業	私立保育所が保育士用の宿舍を借り上げるために要する経費
第三者評価費補助事業	私立保育所の第三者評価受審に要する経費
保育士就労奨励金事業	私立保育所及び小規模保育事業所が新規採用した保育士に対する就職準備金の支給に要する経費
特例保育士処遇改善事業	千葉県の特例事業を活用し、私立保育所及び小規模保育事業所の正規保育士の更なる処遇改善を委託する経費